

岩手県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ツキノワグマ)

(令和6年10月23日から令和7年3月31日まで)

1 背景及び目的

本県を含む東北地方はツキノワグマの生息拠点の一つとなっており、ツキノワグマの安定的な存続を図る上で重要な地域となっている。

近年では、中山間地域の人口減少や高齢化による人間活動の低下、餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の増加等により、全国的に多くの野生動物が生息域を拡大しており、ツキノワグマにおいても、市街地出没や農林業・人身被害等が発生し、人間との軋轢が増大している。

平成30年度から3か年かけて行った大規模ヘア・トラップ調査の結果、令和2年度末時点で、県内に生息する推定個体数はおおよそ3,700頭と推計された。4次計画開始時の推定生息数はおおよそ3,400頭であり、約300頭増加しており、これは近年の出没数及び捕獲数の増加と傾向が合致している。

第5次ツキノワグマ管理計画(R4.4.1~R9.3.31)に基づく適切な個体数管理を進めていくためには、4次計画策定時点における県内の推定生息数が約3,400頭であったことを踏まえ、本計画期末時点においても県内の生息数を約3,400頭とすることを目安として、狩猟や有害鳥獣捕獲事業に併せ、指定管理鳥獣捕獲等事業を県内全域で実施することにより、ツキノワグマの個体数管理に取り組んでいく。

令和6年度は、適切な個体数管理を進めていくため、指定管理鳥獣捕獲等事業において100頭の捕獲を実施する。また、人身被害を防止するため、広報媒体を活用した県民向けの注意喚起や普及啓発を行う。

2 対象とする指定管理鳥獣の種類

ツキノワグマ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
県内全域	令和6年10月23日～令和7年3月31日 (うち、捕獲期間は令和6年11月1日～令和7年2月28日(4か月間))

(注) 原則として1年以内とし、年度をまたいでも構わない。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
県内全域	県内33市町村 (国指定鳥獣保護区を除く)	全県に生息が確認されていることから、県内全域で捕獲を進め、適切な個体数管理に取り組む必要があるため。 なお、個体群の管理にあたっては、北奥羽地域個体群及び北上高地地域個体群毎に管理を行う。	国有林、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域、市町村による捕獲事業の実施区域

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
県内全域	100頭（指定管理鳥獣捕獲等事業）

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容（捕獲等の方法）

(1) 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
県内全域	わな猟（はこわな）及び銃猟 なお、捕獲個体は全頭撤去を原則とし、個体を放置しない。	捕獲従事者数のべ 500人 工程度 ※1グループ5人×捕獲頭数

(2) 作業手順等

<p>【捕獲等の実施】 本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者に事業を委託し、捕獲を実施する。</p> <p>【安全管理】 受託者は、捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理体制を構築するとともに、捕獲実施の際には、責任者を配置し、責任者は捕獲実施場所及びその周辺の地形、住民及び利用者の状況について確認する。また、捕獲業務開始前には、捕獲従事者に対し、業務の実施体制、住民等の安全確保その他必要な指示を徹底する。</p> <p>【捕獲等をした個体の回収・処分方法】 捕獲した個体は埋設又は搬出し焼却処分、自家消費とする。なお、国立公園、自然環境保全地域の区域内で捕獲した場合は、可能な限り、国立公園、自然環境保全地域の区域外に搬出する。</p> <p>【関係者との調整】 受託者は、地域住民、関係行政機関、農林業団体、地区猟友会、その他関係団体等の相互の連携を密にし、事業を実施する。 なお、十和田八幡平国立公園、三陸復興国立公園及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）付近における捕獲等実施の際には、各管轄の国立公園管理事務所、自然保護官事務所及び管理官事務所と連携をとる。</p> <p>【捕獲情報の収集及び評価】 受託者は、クマ捕獲票（1頭ごと1枚：捕獲日、捕獲場所、雌雄別等を記載）及び尻尾を提出し、出先機関の職員の確認を受ける。それらのデータ結果や捕獲情報について毎年のクマ管理検討協議会において報告し、専門家等構成員から意見聴取し、事業評価を行う。</p>

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

<p>【実施主体】 岩手県</p> <p>【実施方法】 委託</p>
--

【委託の範囲】

ツキノワグマの捕獲

【委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者

【結果の把握及び評価】

受託者が収集した捕獲情報、出没件数及び被害件数等をツキノワグマ管理検討協議会において報告し、各構成員からの意見等を踏まえ、事業評価を行い、次年度の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に反映させる。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・ 事業を実施する前に十分に周知を行い、事故等が発生しないよう万全を期す。
- ・ わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示を行う。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

特になし。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

関係法令について遵守するよう捕獲従事者に徹底する。

(2) 事業において配慮すべき事項

生態系等に影響のないよう捕獲した個体の適正な処理を徹底する。

(3) 地域社会への配慮

県ホームページなどの活用により、捕獲の必要性等について普及啓発を行う。

指定管理鳥獣名 クマ類
実施区域

